

第9章 災害薬事関連通知・事務連絡

種別	通知・事務連絡の名称等												
医療保険及び診療(調剤)報酬等	① 令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について(令和元年10月12日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 398 1422 434">大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 434 616 510">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 434 1422 510">東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 510 616 586">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 510 1422 586">平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 586 616 663">大阪府北部地震 (平成30年6月)</td> <td data-bbox="616 586 1422 663">平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 663 616 739">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 663 1422 739">平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 739 616 815">北海道胆振東部地震 (平成30年9月)</td> <td data-bbox="616 739 1422 815">平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)	大阪府北部地震 (平成30年6月)	平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)
	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)											
	大阪府北部地震 (平成30年6月)	平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)											
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)											
	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)											
	② 令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(令和元年10月15日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 907 1422 943">大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 943 616 1019">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 943 1422 1019">平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1019 616 1095">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 1019 1422 1095">平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1095 616 1171">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 1095 1422 1171">平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1171 616 1247">北海道胆振東部地震 (平成30年9月)</td> <td data-bbox="616 1171 1422 1247">平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)		
	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)											
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)											
	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)											
	③ 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(令和元年10月18日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 1355 1422 1391">大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1391 616 1467">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 1391 1422 1467">平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1467 616 1543">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 1467 1422 1543">平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1543 616 1619">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 1543 1422 1619">平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)				
	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)											
平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)												
④ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(平成23年3月17日事務連絡) ^{※1}													

種別	通知・事務連絡の名称等	
医薬品等の取扱い・融通※2	⑤ 平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて(平成28年4月19日事務連絡)	
	東日本大震災 (平成23年3月)	大規模災害時に発出された⑤と同意の事務連絡 平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月12日事務連絡)
	東日本大震災 (平成23年3月)	大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡 東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡) 東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)
	⑦ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その3)(平成23年4月20日事務連絡)	
医薬品医療機器等法(旧薬事法)の取扱い※2	⑧ 令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(令和2年7月6日事務連絡)	
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	大規模災害時に発出された⑧と同意の事務連絡 平成30年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年7月19日事務連絡)
	令和元年台風第19号 (令和元年10月)	令和元年台風第19号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(令和元年10月14日事務連絡)
	⑨ 北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)	
文書保存※3	⑩ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて(平成23年3月24日薬食総発0324第1号・薬食機発0324第1号)	
	⑪ 平成30年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成30年9月6日事務連絡)	
	東日本大震災 (平成23年3月)	大規模災害時に発出された⑪と同意の事務連絡 平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用酸素ガスボンベを医療用酸素ガスボンベとして使用することについて(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)
平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本地方の地震における工業用酸素ガスボンベを医療用酸素ガスボンベとして使用すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成28年4月21日事務連絡)	
	⑫ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴雨風及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(令和元年10月18日事務連絡)	
	⑬ 文書保存に係る取扱いについて(医療分野)(平成23年3月31日事務連絡)	

種別		通知・事務連絡の名称等	
医薬品医療機器等法 (日薬事法)	疑義照会※4	⑭ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)(平成24年12月17日24福保健薬第2895号)	
		⑮ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)(平成24年12月20日薬食発第1220第2号)	
麻薬及び向精神薬取締法	⑯ 令和元年台風第19号における医薬用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(令和元年10月16日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑯と同意の事務連絡	
		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)
			平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)
		平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(平成28年4月20日事務連絡)
⑰ 平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成28年4月19日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑰と同意の事務連絡		
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)	
	⑱ 「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について(平成28年9月1日事務連絡)※5		
災害救助法	⑲ 平成28年熊本地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて(平成28年12月22日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑲と同意の事務連絡	
		東日本大震災 (平成23年10月)	「東日本大震災」における医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用の取扱いについて(平成23年10月21日事務連絡)
その他	⑳ 情報通信機器を用いた診療(遠隔診療)等に係る取り扱いについて(平成23年3月23日事務連絡)		
	㉑ 災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日職需発1227第1号)		

※1 以後、④と同意の事務連絡は発出されていません。

※2 これまで、⑦、⑨及び⑩と同意の事務連絡又は通知は発出されていません。

※3 これまで、⑫及び⑬と同意の事務連絡は発出されていません。

※4 東京都の疑義照会(⑭)及び国の回答(⑮)

※5 東日本大震災及び令和元年台風第19号で、⑱と同意の事務連絡は発出されていません。

①令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について

令和元年10月12日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別添:略】

②令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

令和元年10月15日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関

係等及び診療報酬の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1. 保険医療機関等の建物が全半壊等した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等(以下「仮設医療機関等」という。)において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方箋(通常の処方箋様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む)を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

①保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

②保険医療機関の記載がない場合

処方箋の交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方箋の交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。(3)参照

(2) 患者が処方箋を持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方箋が発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医(主治医と連絡が取れない場合には他の医師)との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であつて、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとする

こと。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方箋の交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である都道府県に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方箋が交付され、調剤されたものであること。

- 3. 定数超過入院について
 - 4. 施設基準の取扱いについて
 - 5. 訪問看護の取扱いについて
 - 6. 診療報酬の取扱いについて
- } 【 略 】
- 別添のとおりとする。

(別添)

I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)

問1 日本赤十字社の救護班、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会による災害医療チーム)などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。

(答) 都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、

- ①薬剤、治療材料等の実費
 - ②救助のための輸送費や日当・旅費等の実費
- などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療として一部負担金を患者に求めることはできない。

問2 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

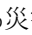
問3 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問4 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方箋による調剤は、どのような取扱いになるか。

(答) 保険調剤として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問5 保険診療による処方箋とはどのように区別したらよいか。

(答) 災害により避難所や救護所等において発行された処方箋については、当該処方箋に「」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方箋の交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

問6 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答) 算定できる。

なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料(歯科訪問診療料)は算定できない。

問7 問6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。

(答) いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。

なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、

初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。

また、歯科の場合にあつては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1(1人のみの場合)、歯科訪問診療2(2人以上9人以下の場合)又は歯科訪問診療3(10人以上の場合)のいずれかにより算定する。

【問8～問13：略】

問14 被災地の保険医療機関において、通常外来診療を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料(歯科訪問診療料)を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料(歯科訪問診療料)の算定はできない。(通常の訪問診療料等の規定のとおり)

問15 問6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。

(答)医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。

なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を行う場合は、「単一建物診療患者」の人数に応じた在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。

【問16：略】

問17 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。

(答)被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方箋であっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。

【問18～問29：略】

③令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年10月18日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局保健課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

① 別紙1に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)

② 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者

③ 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われる。

【別紙1、別紙2及び別添：略】

④平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方、自粛及び分割調剤の考慮について

平成23年3月17日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震及び同月12日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品(以下「医薬品」という。)の生産設備等に被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下、医薬品の長期処方、又はそれに伴う調剤が行われることにより、一時的に被災地域に必要な医薬品が供給されなくなる懸念があります。

については、被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けられるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局においては、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方の自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いします。

⑤平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて

平成28年4月19日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)御中
特別区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

平成28年熊本地震による被災地における処方箋医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、御連絡いたします。

記

今般の地震による被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月18日付薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参考)

○ **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)**

(処方箋医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○ 「**薬局医薬品の取扱いについて**」(平成26年3月18日付薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知)

第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合には、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者(現に患者の看護に当たっている者を含む。)に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑥平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について

平成28年4月20日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医療機器・再生医療等製品担当参事官室
監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)においては、原則として、医療機関等や地方公共団体の間で許可なく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売又は授与を行うことはできないこととされていますが、平成28年熊本地震による被災地における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品、医療機器及び再生医療等製品の融通については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

今般のような大規模な災害で通常の医薬品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という)の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間で医薬品等を融通することは、差し支えない。

⑦東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その3)

平成23年4月20日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部) } 御中

厚生労働省保険局医療課

今般、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付致します。

(別添)

【問1～問3：略】

＜無償提供された医薬品の取扱い＞

問4 今回の災害において、保険医療機関に無償で提供された医薬品については、保険請求上どのように取り扱うのか。

(答) 今回の災害に伴い、被災地(災害救助法の適用対象市町村(東京都を除く。))にある保険医療機関に、無償で提供された医薬品については、震災の混乱等によりこれらと保険医療機関が購入した医薬品を区別することが困難であることから、薬剤料を請求することは差し支えない。

⑧令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

令和2年7月6日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可、管理医療機器販売業又は貸与業の届出(法第4条、第24条第39条及び第39条の3)

薬局等の許可等薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けている又は管理医療機器販売業又は貸与業の届出を行っている店舗等(以下「薬局等」という。)が、令和2年

7月3日からの大雨による災害により被災し、当該薬局等で業務を行うことができない場合、当該薬局等の復旧見込みがあつて、地域における医薬品供給等の対応を行う上で一時的に当該薬局等と近接する建物等に仮設の薬局又は店舗等(以下「仮設店舗」という。)を設置し、当該薬局等に係る業務を行うことは、所在地の都道府県知事等の判断により、薬局等の業務について保健衛生上支障を生じない範囲において認められること。

この場合、仮設店舗について薬局等の開設等の許可を新規に受けることは不要であり、別紙参考様式により一時的に仮設店舗で業務を行う旨、復旧に要する期間等について薬局等の開設者等に届け出させること。

なお、届出時期については、仮設店舗で業務を開始する前を原則とするが、状況を勘案し、業務開始後、速やかに届け出させることもやむを得ないこと。

2 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地へ赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

3 薬局、医薬品の販売業の届出(法第10条及び第38条並びに施行規則第16条)

令和2年7月3日からの大雨による災害により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

4 処方箋医薬品(法第49条)

令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

なお、薬剤服用歴、お薬手帳等を活用し、患者の服薬

情報を確認するよう、努めること。

5 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則第13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

【別紙参考様式：略】

⑨北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

平成30年9月14日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)薬務主管課 御中
特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、都道府県等から問合せがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が北海道胆振東部地震の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者等が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道

府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

2 薬局、医薬品の販売業の届出(法第10条、第38条及び第39条の3並びに施行規則第16条)

北海道胆振東部地震により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

3 処方箋医薬品(法第49条)

北海道胆振東部地震の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

4 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

⑩平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて

平成23年3月24日 薬食総発0324第1号
薬食機発0324第1号

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省医薬食品局総務課長
厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法(昭和35年法律第145号)、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「厚生労働省令」という。)及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。)の取扱いについて、下記のとおりまとめまし

たのでお知らせいたします。これらの取扱いについては被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

1 東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、一時的に、薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者(以下「薬剤師等」という。)の数等を変更する場合には、変更の届出は省略して差し支えないこと。(薬事法第10条、第38条及び厚生労働省令第16条関係)

2 東北地方太平洋沖地震により薬剤師等が被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該薬剤師等を体制省令における勤務している薬剤師等として取り扱って差し支えないこと。(体制省令第1条及び第2条関係)

3 東北地方太平洋沖地震により、一時的に、当該被災地内で従事するため、薬局開設者、医薬品の販売業者、高度管理医療機器、特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者が、休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。なお、この場合において、薬局の管理者の兼務に係る都道府県知事の許可は不要として差し支えない。(薬事法第7条第3項、第10条、第38条及び第40条関係)

⑪平成 30 年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)

平成 30 年9月6日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成 30 年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において、医療用酸素ガスボンベ及び医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりにそれぞれ工業用ガスボンベ及び工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて医療用酸素ガス及び医療用液化酸素ガスを供給する場合の取扱いについて、下記のとおりとすることとしましたので、貴管下の関係者に周知願います。

記

1. 医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給することについて

今般の地震による被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベ等が枯渇したことにより、やむを得ず医療用ガスボンベの代わりに工業用ガスボンベを用いて提供することは、以下の条件のもと可能であること。

- ①酸素ガス専用の工業用ガスボンベ(黒色)を使用すること。
- ②暫定使用の酸素ガスボンベである旨(「医療用酸素ガス(工業用ガスボンベの暫定使用)」)を表示すること。
- ③酸素ガスの充填者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)上の製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)であること。
- ④充填する酸素ガスは、日本薬局方「酸素」の規格基準を満たすものであること。
- ⑤製造販売業者は医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用ガスボンベを用いた出荷の管理を行うこと。
- ⑥取り違いのリスクを踏まえ、酸素ガス専用以外の工業用ガスボンベを用いて提供しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ提供すること。
- ⑦工業用ガスボンベに充填した酸素ガスの納入先は、医療用酸素ガスの使用実績がある医療機関に限ること。
- ⑧患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること。

2. 医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて医療用液化酸素ガスを供給することについて

今般の地震による被災地の患者に対する医療用液化酸素ガスの供給に際し、医療用液化酸素ガス超低温容器が枯渇したことにより、やむを得ず医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて提供することは、以下の条件のもと可能であること。

- ①液化酸素ガス専用の工業用液化酸素ガス超低温容器(ねずみ色に黒帯)を使用すること。
- ②暫定使用の液化酸素ガス超低温容器である旨(「医療用液化酸素ガス(工業用液化酸素ガス超低温容器の暫定使用)」)を表示すること。
- ③液化酸素ガスの充填者は、製造販売業者等であること。
- ④充填する液化酸素ガスは、日本薬局方「酸素」の規格基準を満たすものであること。
- ⑤製造販売業者は医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いた出荷の管理を行うこと。
- ⑥取り違いのリスクを踏まえ、液化酸素ガス専用以外の工業用液化ガス超低温容器を用いて提供しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ提供すること。

- ⑦工業用液化酸素ガス超低温容器に充填した液化酸素ガスの納入先は、医療用液化酸素ガスの使用実績がある医療機関に限ること。
- ⑧患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用液化酸素ガス超低温容器の暫定使用であることを可能な限り説明すること。

⑫令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて
令和元年10月18日 事務連絡

各 { 都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課 } 御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害により、別紙に掲げる医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」(平成23年3月31日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成23年事務連絡」という。)における平成23年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村(保健所設置市を含む。)、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

(別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9

号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録、第22条の3第3号の診療及び臨床研究に関する諸記録並びに第22条第3号、第22条の2第4号及び第22条の3第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録

- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の4第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第3項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑥ 医療法第46条の3の6において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第57条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の4の7において準用する法人法第193条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の7の2第1項において準用する法人法第97条第1項に規定されている議事録、第54条の7において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号)第684条第1項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第731条第2項に規定されている議事録並びに第58条の3第2項(第59条の2において準用する場合を含む。)及び同法第60条の4第2項(第61条の3において準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑦ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第18条第1項の譲渡証、第28条第1項の帳簿、第30条の10第1項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第1項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第68条の7第3項及び第4項の再生医療等製品に関する記録並びに第68の22第3項及び第4項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救

急救命処置録

- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)第 16 条第1項の再生医療等に関する記録及び第 45 条の特定細胞加工物の製造に関する記録
- ⑮ 臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)第 12 条の記録
- ⑯ 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 12 条の 3 の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第 46 号)第 18 条の歯科衛生士の業務記録
- ㉒ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ㉓ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 18 条の帳簿
- ㉔ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉕ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 103 号)第 18 条の帳簿
- ㉖ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉗ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)第 7 条第 8 号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第 14 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録、第 34 条第 3 項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第 67 条第 1 項の帳簿、第 71 条第 1 項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第 2 項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第 4 章に規定する文書及び記録
- ㉘ 臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)

第 37 条第 1 項及び同条第 2 項の記録、第 51 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第 53 条第 2 項各号に掲げる書類及び同条第 3 項の記録、第 62 条第 1 項の記録、第 83 条第 1 項の帳簿並びに第 85 条第 2 項及び第 3 項の文書

【別添：略※】

※ 本事務連絡の「別添」は、次に掲載する「㉒文書保存に係る取扱いについて(医療分野) 平成23年3月31日 事務連絡」と同一である。

⑬文書保存に係る取扱いについて(医療分野)

平成23年3月31日 事務連絡

各	}	都道府県医務主管課 都道府県薬務主管課 地方厚生(支)局医療課 地方厚生(支)局医事課	御中
---	---	--	----

厚生労働省医政局
 医薬・生活衛生局
 保 険 局

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方をお願いします。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

(1) 別紙に掲げる文書(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされている文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合(電磁的記録により保存を行って

いる医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。)には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

(2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称(一部を滅失した場合にはその範囲を含む。)等を記録した文書を作成し、保存すること。

(3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。

(4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添)の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)において示された基準(以下「外部保存基準」という。)に従って、診療録等の外部保存(作成した医療機関等以外の場所における保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存(電気通信回線を通じて行うものを除く。)を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

(1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

号)等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。

(3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

【別紙：略】

⑭卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)

平成24年12月17日 福保健薬第2895号

厚生労働省医薬食品局総務課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

平素より、東京都の薬事行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。標記の件について、下記のとおり疑義が生じたため、照会いたします。

記

【照会内容】

医療救護所、避難所及びそれらへ医薬品を供給する医薬品集積所を設置する国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)(以下「救護所等を設置する国等」という。)は、薬事法第25条第3号に規定する「その他厚生労働省令で定める者」に該当し、救護所等を設置する国等に対して、卸売販売業者が医薬品を販売し、又は授与することができるかと解するが、いかがか。

⑮卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)

平成24年12月20日 薬食発第1220第2号

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

平成24年12月17日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

⑯令和元年台風第19号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

令和元年10月16日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

令和元年台風第19号による被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、令和元年10月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器審査管理課事務連絡「令和元年台風第19号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらを必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供及び向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第27条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示(例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等)が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

3. 交付した医療用麻薬等の記録について

1及び2の場合において、譲り渡した医療用麻薬等の品名、数量及び譲渡先(譲り受けた患者の氏名や、その

者が特定可能な個人情報等)について記録し、1及び2で連絡を取った医師等に報告してください。

⑰平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

平成28年4月19日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の供給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本通知における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

(1)麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。

(2)譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあつては、同法第24条第12項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

⑱「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について

平成28年9月1日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成28年4月に発生した熊本県熊本地方の地震による、被災地における医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、平成28年4月19日付け事務連絡(平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼))に基づき、被災各県において、医療用麻薬の在庫を確保するよう務めていただいていたところですが、今般、被災各県における医療用麻薬の供給体制の回復に伴い、被災各県において医療用麻薬が安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成28年9月30日をもって、同事務連絡に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者間における医療用麻薬の譲渡に係る取扱いを廃止することとします。

平成28年10月1日以降、県境を越えて麻薬の譲渡を行うおとする場合においては、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあつては、同法第24条第12項第2号の規定に基づき、予め許可を得ることが必要ですので、貴管下の関係者に周知してください。

⑲平成28年熊本地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて

平成28年12月22日 事務連絡

各 { 都道府県 } 医務主管課
 { 保健所設置市 } 衛生主管課
 { 特別区 }

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省医 政 局
 健 康 局
 医薬・生活衛生局
 社会・援護局障害保健福祉部

医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについては、今般、改めて派遣医師等に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体、医療機関及び薬局等に周知されますようお願いいたします。

なお、以下については内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添えます。

第1 医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用の取扱い

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

救護班としての活動に要する人件費は、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます(独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立高度専門医療研究センター、公立病院、地方自治体及び日本赤十字社の現職の有給職員については超過勤務手当のみ対象。)

イ 旅費等

救護班の派遣に要する旅費(被災県内等で移動に要した費用を含む)及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

ウ 薬剤費等

救護班が使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕に要した費用(実費)は、災害救助費から支弁されます。

エ ドクターヘリ運航経費

被災県以外の都道府県から被災県に出動したドクターヘリの運航経費(パイロット・整備士の人件費、燃料費等)は、ドクターヘリ導入促進事業の委託料金に準じて、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、救護班の派遣後に、派遣元都道府県を通じ、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、医師等の派遣を行った医療機関等(以下「派遣元機関」という。)が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

また、派遣の実態に応じて、例えば都道府県単位または全国単位の団体等が取りまとめ等を行ったうえで、被災県に対して請求を行うことも可能です。この場合には、団体において取りまとめる旨等を派遣元都道府県に御連絡いただくようお願いするとともに、派遣元都道府県におか

れても必要に応じて当該団体への相談助言などの御協力をお願いします。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

(4) その他

薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理士、食品衛生監視員、医療又は避難所活動の後方支援業務を行う者等が、被災県知事の要請を受けて、医師、歯科医師に同行せず、心のケア、健康管理、服薬指導等の活動を行う場合や、医師等が、被災県知事の要請を受けて、感染症対策を行う場合にも、(1)から(3)までと同様の取扱いとします。

2 医療機関等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

医師等の派遣先の医療機関等(以下「派遣先機関」という。)において、保険診療として診療を行った場合には、当該診療に要する費用は診療報酬として当該派遣先機関に対して支払われます。

イ 旅費等

被災県知事の要請を受けて医師等が派遣先機関に派遣される場合には、医師等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

保険診療として診療を行った場合の派遣職員の人件費の金額、精算方法等については、派遣先機関と派遣元機関との協議により、決定することとなります。

災害救助法に基づき旅費及び宿泊費(実費)が支弁される場合には、その支給・精算の方法については、1(2)の取扱いによります。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

3 留意点

派遣された医師等が、医療機関において、通常の保険診療ではなく実質的に応急救護を実施していると認められる場合など、上記1又は2のどちらに該当するのか不明確な場合にも、災害救助法に基づき費用が支弁される可能性がありますので、派遣元都道府県等と派遣元医療機関間で適宜御相談ください。

第2 薬局における調剤に係る費用の取扱い

救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋(以下「災害処

方箋」という。)が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。なお、災害救助法に規定する医療を行う際には、被災者に現物をもって薬剤を提供し、救護班が所持している薬剤が不足している場合等にも、患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに御留意ください。

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。

(1) 費用支弁対象について

ア 労務費

薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます。この際、薬局においては、災害処方箋が持ち込まれた場合にのみ労務が生じることから、災害に際しての応急救護の実施主体である被災都道府県は、地域の実情に応じて関係団体との協議等により、例えば、災害当該処方箋一枚当たりの労務費を規定するなど、その必要となる労務費額を設定してください。なお、その設定にあたっては、一日の総支払額が救護班の薬剤師に対する人件費を超えないように御留意ください。

イ 薬剤費等

災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、薬局において災害処方箋に基づく調剤の実施後に、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、被災県に対し薬局が直接、あるいは都道府県単位の関係団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

⑩情報通信機器を用いた診療(遠隔診療)等に係る取扱いについて

平成23年3月23日 事務連絡

各 { 都道府県医務主管課 } 御中
 { 都道府県薬務主管課 }

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬食品局総務課

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、医師が患者を対面診療できない場合の取扱いや、患者が被災地外の薬局における調剤を希望する場合の取扱いについて、疑義が生じているところである。

情報通信機器を用いた診療(以下「遠隔診療」という。)に関する取扱い及びファクシミリ等により送付された処方箋による調剤に関する取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方をお願いします。

記

1 遠隔診療について

(1) 医師法第 20 条に関する解釈

「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知。以下「遠隔診療通知」という。)において示しているとおり、医師法第 20 条に関する解釈は以下のとおりである。

① 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 20 条における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。

② 直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない。

(2) 今般の震災に係る取扱い

遠隔診療通知においては、「初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること」としながらも、「直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、(中略)遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、(中略)遠隔診療によっても差し支えないこと」としている。

このため、今般の震災の影響で遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難となった被災地の患者については、初診及び急性期の患者であっても、患者側の要請に基づき遠隔診療を実施して差し支えないものとする。

遠隔診療を実施して差し支えないか疑義が生じている事例として、例えば以下のようなケースが考えられるので参考とされたい。

【ケース1】

被災地の患者(A)が主治医(B)と連絡が取れず、他の医師(C)に電話等により連絡できた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、電話等により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

【ケース2】

被災地の患者(A)の家族等(B)が、電話等により患者(A)の容態等を主治医ではない医師(C)に伝えた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、心身の状況等を十分に把握している家族等の連絡により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

2 今般の震災に係るファクシミリ等により送付された処方箋による調剤について

東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、被災地の医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方箋が送付された場合には、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方箋」とみなして調剤等を行って差し支えないこと。

この場合、通常の手続を行うことが可能となった後、速やかに医療機関から処方箋原本を入手し、以前に送付されたファクシミリ等を原本に差し替えることとする。

また、調剤された薬剤については、原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとするが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えないこと。この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うものとする。

①災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について

令和4年12月27日 事務連絡

各都道府県労働局(愛知、大阪労働局を除く)

職業安定部長 殿

東京、愛知、大阪各労働局

需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課
課長補佐(需給調整担当)

需給調整事業に係る指導監督業務については、日頃から多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和

4年12月20日閣議決定)において、「災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。」とされたことを受け、災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣(以下「薬剤師の災害時派遣」という。)の「労働者派遣事業」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1項第3号)への該当性に関して、下記のとおり解釈をお示ししますので、今後の取扱い等について遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 「業として行う」の解釈

「労働者派遣事業」とは「労働者派遣を業として行うこと」をいい、「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。1回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性が認められるが、形式的に繰り返し行われていたとしても、全て受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思をもって行われていなければ、事業性は認められない。

反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるが、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定の上で重要な要素となる。

2. 薬剤師の災害時派遣の「業として行う」への該当性について

薬剤師の災害時派遣については、通常、生命の危機も予想される緊急的な状況において、行政機関からの協力要請に基づく活動であるため、受動的、偶発的な要素に基づき行われるものであり、また、営利を目的とするとも事業としての独立性があるとも考えられないことから、反復継続の意思はないと考えられる。従って、薬剤師の災害時派遣は、原則として、「業として行う」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられる。

なお、反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるため、上記の事情があっても、他の事情から、「労働者派遣事業」に該当すると判断される場合もあり得ることに留意すること。